

障がいのある方への投票方法の不適切な説明について

令和8年（2026年）2月6日
飯山市選挙管理委員長

令和8年（2026年）2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙選舉及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票において、飯山市選挙管理委員会の事務従事者が障がいのある方への投票方法について、適切な説明を行わなかったため、障がいのある方が投票をされないという事案が発生しました。

今回の事案は、事務従事者が障がいのある方に配慮した投票について、熟知していなかったことが原因です。

心よりお詫び申しあげます。

1 経緯

令和8年（2026年）1月31日（土）障がいのある方が、付添人とともに期日前投票所へ投票に訪れ、当該選挙人から付添人が支援して投票したいとの申し出がありました。事務従事者は、付添人が支援し、障がいのある方に配慮した投票ができるにもかかわらず、そのことを知らなかつたため、代理投票による投票方法しか説明しませんでした。

2 今後の対策

今後の再発防止対策として、障がいのある方に配慮した投票について、投票管理者、立会人、事務従事者に改めて適切な対応を徹底してまいります。